

平成22年4月
法務省矯正局

平成22年度刑事施設の運営に関する業務の民間競争入札に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札として実施した平成22年度刑事施設の運営に関する業務の民間競争入札について、次のとおり契約を締結しました。

第1 契約の相手方の概要

1 静岡刑務所並びに笠松刑務所における総務業務及び警備業務に係る業務委託

(1) 受託事業者

代表企業 東京都豊島区東池袋3-1-3
サンシャインシティ ワールドインポートマートビル9階
株式会社アール・エス・シー
代表取締役社長 重安 宏

グループ企業 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
三菱電機株式会社
執行役社長 山西 健一郎

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
キャロットタワー20F
三菱電機システムサービス株式会社
取締役社長 重里 英夫

東京都渋谷区神南一丁目12番13号
大新東株式会社
代表取締役社長 玉山 雅之

(2) 契約金額：2,111,545,800円(税込み)

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要別添1のとおり。

2 静岡刑務所, 笠松刑務所並びに黒羽刑務所における作業業務, 職業訓練業務,

教育業務及び分類業務に係る業務委託

(1) 受託事業者

代表企業 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
三井物産株式会社
代表取締役社長 飯島 彰己

グループ企業 東京都港区西新橋一丁目1番15号
エームサービス株式会社
代表取締役社長 石田 久人

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番7号
日本ブランドウィックビル1階
物産ファシリティサービス株式会社
代表取締役社長 有田 敬

東京都千代田区神田神保町二丁目30番
株式会社小学館集英社プロダクション
代表取締役社長 八木 正男

(2) 契約金額：7,423,500,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要別添2のとおり。

第2 契約内容（第1 1及び2共通）

1 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

(1) 公共サービスの内容

公共サービスの内容は、「刑事施設の運営業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）別紙2「委託業務の内容」のとおりである（別添3参照）。

(2) 確保されるべき公共サービスの質

ア 共通

- 入札単位（①総務業務及び警備業務，②作業業務，職業訓練業務，教育業務及び分類業務）ごとに，総括業務責任者（本業務全体を総合的に把握し調整を行う者）各1名を置くこと。
- 対象施設ごとの各区分（①総務業務，②警備業務，③作業業務・職業訓練業務，④教育業務・分類業務）ごとに，業務責任者（各業務を総合的に把握し調整を行う者）各1名を置くこと。

的に把握し調整を行う者)各1名を置くこととし、各施設に常駐させること。

イ 総務業務及び警備業務

(ア) 共通事項

- 民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して、被収容者の逃走事故、暴動・騒じょう及び自殺事故(既遂に限る。)が発生しないようにすること。
(指標：年間0件)
- 民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して、施設で火災が発生しないようにすること。(指標：年間0件)
- 施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報を漏えいしないこと。(指標：年間0件)
- 各種システムへの入力及び書類・資料の作成については、過誤がないようにすること。
- 受付業務について、相手方に不快な印象を与えないようにすること。

(イ) 総務業務

- 訴訟関係文書など被収容者の権利利益に直接関わる文書については、本人に不利益が生じないように迅速かつ適切に処理すること。
- ホームページは原則として毎月、その他施設の広報上の必要に応じて適宜更新すること。
- 領置物品を汚損、破損及び紛失しないこと。
- 領置物品、差入れ物、信書及び購入物品を誤交付しないこと。
- 24時間運転業務が対応可能な体制とすること。

(ウ) 警備業務

- 業務遂行中、異状を認めた場合には、直ちに国の職員に連絡すること。
- 施設内への確実な入退出管理を行うこと。
- 従事する業務の内容等に応じ、施設内の各エリア・室への入退出を制限する措置を講ずること。
- 被収容者が危険物や持込制限物品(携帯電話等)を取得しないようにすること。
- 構内外巡回については、2時間に1回以上の頻度で実施すること。
- 警備機器については、正常に作動している状態を常に維持すること。仮に障害が発生した場合であっても、直ちに代替措置を講じた上、6時間以内に応急復旧すること。

- 信書の検査については、受付をした日のうちに処理すること。
 - 収容棟，職業訓練棟，運動場など被収容者が立ち入る場所については，月1回以上保安検査を実施すること。
 - すべての被収容者の着衣及び所持品を月2回以上検査すること。
- ウ 作業業務，職業訓練業務，教育業務及び分類業務
- (ア) 共通事項
- 民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して，施設で火災が発生しないこと。（指標：年間0件）
 - 施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報等を漏えいしないこと。（指標：年間0件）
 - 各種システムへの入力及び書類・資料の作成については，過誤がないようにすること。
- (イ) 作業業務，職業訓練業務
- 職業訓練については，当該訓練の指導経験を有する講師を，常時1名以上，指導に従事させること。
 - 作業事故を発生させないように作業技術指導又は安全衛生指導を行うこと。
 - 給食について，食中毒を発生させないように作業技術指導又は安全衛生指導を行うこと。
 - 被収容者に提供する衣類及び寝具については，清潔で，破れにくく，かつ，汚れにくいものとする。
- (ウ) 教育業務
- 全受刑者が在所期間中に1科目以上の改善指導又は教科指導を受講することができるよう，必要な科目を提供すること。
- (エ) その他
- 受刑者に対する釈放時アンケート（実施要項別紙3参照）における次の項目に係るアンケート結果の意見を踏まえた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第7条第1項に定める刑事施設視察委員会の意見に配慮し，業務を実施すること。
- a 給食
 - b 作業
 - c 職業訓練
 - d 教育

2 民間競争入札対象公共サービスの事業期間に関する事項

平成22年5月1日から平成29年3月31日まで

3 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

ア 業務実施要領及び業務年間計画書の作成及び提出

(ア) 民間事業者は、国と協議の上、定型的業務については平成22年4月23日までに、その他の業務については平成22年12月1日までに、業務実施要領を策定し、国の確認を受ける。

(イ) 民間事業者は、平成22年度については、平成22年12月1日までに、平成23年度以降については、当該年度開始日の30日前までに、国と協議の上、業務年間計画書を策定し、国の確認を受ける。

イ 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、業務日誌、月次業務報告書、四半期業務報告書及び年次業務報告書を作成し、業務日誌は翌開庁日に、月次報告書は毎月業務終了後7開庁日以内に、四半期業務報告書は各四半期終了後7開庁日以内に、年次業務報告書は業務年度終了後14開庁日以内に、国に報告する。

(2) 国による調査への協力

国は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するのに必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は国の職員に民間事業者の事務所その他の施設に立ち入り、本業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

立入検査をする国の職員は、検査等を行う場合には、当該検査等の根拠を民間事業者に明示するとともに、当該検査等が法第26条第1項に基づくものである場合には、その身分を示す証明書を携帯し、民間事業者に提示する。

(3) 指示

国は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

ア 民間事業者は、国と民間事業者が協議して定める期間内に、国との協議の上、施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報 を適正に管理するために必要な次に掲げる措置を講じ、国の確認を受けなければならない。

(ア) 施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報の適正な取扱方法を具体的に定めた実施要領を策定すること

(イ) 施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報の適正な取扱方法についての研修の計画を策定し、これに基づいて本業務に従事する民間職員に対して研修を実施すること

イ 民間事業者（その者が法人である場合にはその役員）若しくはその職員その他の本業務に従事する者（以下「民間事業者等」という。）又は民間事業者等であった者は、本業務に関して知り得たすべての情報（開示の時に公知である情報を除く。以下「秘密情報」という。）を漏えいし、又は盗用してはならない。

ウ 民間事業者等又は民間事業者等であった者は、本業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

エ 民間事業者等は、秘密情報を漏えいしない旨の誓約書を国に提出しなければならない。

オ イに該当する場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 研修及び引継ぎの実施

(ア) 研修

民間事業者は、業務に従事させようとする者の経験及び能力を踏まえ、国と民間事業者が協議して定める期間内に、国と協議の上、本業務を適正かつ確実に実施するための研修計画を策定して、国の確認を受けなければならない。

国の確認後、研修計画に基づき、定型的業務に従事する職員に対する研修については、平成22年4月23日までに、その他の業務に従事する職員に対する研修については、平成22年12月1日までにそれぞれ実施する。

なお、上記以降に定型的業務及びその他の業務に従事することとなった職員に対する研修については、その都度実施する。

国は、研修計画の策定に当たり、民間事業者に対して必要な助言を行うものとする。

国は、研修の実施に当たり、本業務の対象施設及び、刑事施設の運営

業務の民間委託を先行実施している4つの施設（美祢、島根あさひ、喜連川及び播磨の各社会復帰促進センター）のいずれかでの実務研修の機会を設けるなど、民間事業者の従事職員が刑事施設の運営に必要な知識・技能を習得できるよう、十分な研修期間を確保するとともに、必要な協力を行うものとする。

民間事業者は、実施した研修の結果を、研修実施後速やかに、国に報告しなければならない。

(イ) 引継ぎ

国は、引継ぎに必要な措置を講じるので、民間事業者は契約締結後速やかに、本業務の実施に必要な引継ぎを受けなければならない。

なお、総括業務責任者及び各業務責任者に対する業務処理上のノウハウの引継ぎは、その能力・経験を踏まえた上で、国が十分な期間を確保して行うものとする。

また、民間事業者は、本業務の終了に伴い民間事業者が変更する場合は、次期民間事業者に対し必要な引継ぎをしなければならない。

イ 業務の開始準備

民間事業者は、(1)ア(ア)及び(4)ア(ア)に定める実施要領の策定並びに(4)ア(イ)、(5)ア(ア)及び(イ)に定める研修及び引継ぎを行うほか、実施要項7に定める本業務の実施に当たり必要となる設備、什器・備品等を平成22年12月1日までに整備し、12月8日までに、国が適当と認める方法により、整備の完了検査を行う。

また、民間事業者は、12月10日までに、当該設備、什器・備品等の取扱いを国に説明する。（厨房施設に係る設備、什器・備品等の整備スケジュールについては、別途提示。）

ウ 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承諾を受けなければならない。

エ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

オ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する職員の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

カ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

キ 実施期間終了後の引継ぎ

- (ア) 国及び民間事業者は、本契約の終了に際して、国又は国の指定する第三者に対する業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、実施期間終了日の1年前から協議を開始する。
- (イ) 民間事業者は、国又は国の指定する第三者が実施期間終了後事務を引き続き行うことができるよう、上記の協議において合意された事項に従い、実施期間終了日の6箇月前から本業務に関して必要な事項を説明するとともに、民間事業者が本業務を遂行するために用いた書類を提供するほか、本業務の承継に必要な手続を行う。
- (ウ) 上記の手続において、国又は国の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、民間事業者に増加費用及び損害が発生した場合には、国は、当該増加費用及び損害を負担する。
- (エ) 民間事業者は、本業務を遂行するために整備した設備、什器・備品のうち、厨房施設及び洗濯施設に係るもの以外については、実施期間終了日から9箇月後までの間で、国と民間事業者とが協議して定める日までに、その責任と費用負担により収去し、原状回復を行う。

ク 権利の譲渡等

- (ア) 民間事業者は、あらかじめ国が承諾した場合を除き、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
- (イ) 国は、本業務に関連して作成された書類、プログラム及びデータベースについて、実施期間中、無償で利用できる権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻訳する権利を含む。）を有するものとする。なお、実施期間終了後の取扱いについては、別途、契約書に定めることとする。
- (ウ) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- (エ) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を得なければならない。

ケ 再委託の取扱い

- (ア) 民間事業者は、本業務の全部を他の民間事業者に再委託してはならない。
- (イ) 民間事業者は、本業務の一部について、再委託をしようとする場合に

は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託することの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告聴取その他の運営管理の方法（以下「再委託範囲等」という。）について記載するものとする。

(ウ) 民間事業者は、契約締結後、やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託範囲等を明らかにした上で、国の承認を得なければならない。

(エ) 民間事業者は、再委託する場合には、民間事業者が国に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先に対し、(4)及び(5)に定める事項その他の事項について適切な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

(オ) 再委託先は、(4)及び(5)に掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(カ) (イ)から(オ)までに基づき、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合には、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が負うものとする。

コ 役員等の変更の通知

民間事業者は、次に掲げる者の変更があったときは、遅滞なく、その旨を国に通知しなければならない。

(ア) 役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）

(イ) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

(ウ) 法第10条第9号に規定する親会社等に係る(ア)又は(イ)に掲げる者

サ 契約内容の変更

国及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上を図る必要があるため、又はやむを得ない事由により、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ協議しなければならない。

国は、契約の内容を変更した場合には、合理的な範囲内での増加費用が発生する場合には、民間事業者と協議の上、当該増加費用を負担し、合理的な範囲内で費用が減少する場合には、民間事業者と協議の上、当該費用相当額を委託費から減額する。

契約内容は、国及び民間事業者の書面による合意によってのみ変更することができる。

シ 契約解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(ア) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

(イ) 法第33条の3第6項に該当するとき。

(ウ) 本実施要項に定める手続に違反したとき。ただし、軽微な違反を除く。

(エ) 次のことが明らかになったとき。

a 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者を利用するなどしていること。

b 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

c 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。

d 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていること。

ス 契約解除時の取扱い

(ア) シに該当し、契約を解除した場合には、国は、民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。

(イ) この場合、民間事業者は、契約金額から消費税相当額を除いた金額の100分の10に相応する金額を違約金として国が指定する期間内に国に納付しなければならない。

(ウ) 国は、民間事業者が、(イ)に定める金額を国の指定する期限までに納付しないときは、その支払期限の翌日から起算して納付のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 国は、契約の解除及び委託金の徴収をしてもなお、損害賠償の請求をすることができる。

セ 契約の解釈

契約の解釈について疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国が協議するものとする。

4 受託事業者が委託業務を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受託事業者が追うべき責任に関する事項

(1) 本業務を実施するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 国が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 本業務を実施するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により、国に損害を加えた場合には、民間事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。）。